令和５年度　第１回精華町入札監視委員会　議事概要

<table>
<tr><td colspan="2">日　　　　時</td><td colspan="2">令和５年５月１８日（木）　１５時００分～１６時３０分</td></tr>
<tr><td colspan="2">場　　　　所</td><td colspan="2">精華町役場　庁舎５階　５０１・５０２会議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">出　席　委　員</td><td colspan="2">委員長　　安保　嘉博（弁護士）
委　員　　川勝　健志（京都府立大学教授）
委　員　　横田　慎一（公認会計士）</td></tr>
<tr><td colspan="2">議　事　概　要</td><td colspan="2">１．開会
２．議事
　１）入札及び契約手続の運用状況等について
　２）抽出案件に関する入札経緯等について
　３）次回抽出委員の選出について
３．その他
４．閉会</td></tr>
<tr><td colspan="2">審議対象期間</td><td colspan="2">令和４年１０月１日　～　令和５年３月３１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">審議対象件数</td><td colspan="2">［工事］　　　３０件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
訳</td><td>一般競争入札</td><td colspan="2">２７件</td></tr>
<tr><td>指名競争入札</td><td colspan="2">０件</td></tr>
<tr><td>随意契約</td><td colspan="2">３件</td></tr>
<tr><td colspan="2">抽　出　案　件</td><td colspan="2">５件</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">委員からの意見・質問とそれに対する回答等</td><td>意見・質問</td><td>回答等</td></tr>
<tr><td>別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">委員会意見の内容</td><td colspan="2">〇抽出案件に関する入札経緯等について
　具申すべき特段の意見はない。なお、各委員から出された質問・意見について今後の入札契約事務において参考にされたい。</td></tr>
</table>

２　議事

１）入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
〇資料４について、入札調査監視委員会で調査を行う基準はあるのか。またどのような手順で調査を行ったのか。	〇調査を行う基準は、要綱で規定している。 　手続としては、開札の結果、落札率が95%以上となった場合に落札決定を保留する。保

別紙

	留後、落札候補者及び関係職員に事情聴取を行い、部長級で構成する入札調査監視委員会で審議をしていただき、適正な入札であると判断された場合には、落札決定を行う。
○京都府にも同じような仕組みがあり、1者入札になる可能性が想定される場合には、入札参加者を増やす方法を検討する。本案件は、1者入札になる可能性が想定されていたのか。	○前提として1者入札であっても入札は成立する。本町では、入札参加可能業者数が3者未満であれば、町外業者への入札参加の緩和も検討するが、3者以上見込める場合には、そのまま入札を実施することとしており、3者以上を想定していた。
○町の設計書と業者が提出した内訳書の比較は行ったのか。	○施工にあたり必要な工種が記載されているかを確認した。

２）抽出案件に関する入札経緯等について

①令和４年度　流域関連公共下水道事業

精華第１４処理分区整備（柘榴その８）工事　　…一般競争入札

意見・質問	回答等
○業者の入札価格が、最低制限価格と同額となっている理由は。	○業者の積算の結果であると考えている。
○業者はどのような資料に基づき、どのように積算しているのか。	○国土交通省の積算基準、京都府で公表している歩掛等により積算されている。また、町で見積徴取した単価等も公表しており、それらの資料を用いて積算されていると考えている。
○予定価格が1億5千万円を超えている案件で、入札参加要件を町内業者限定にしている理由は。	○町方針により町内業者の育成等を目的とし、町内業者を優先とした発注を行っている。今回の工事内容等を考慮し、町内発注とした。
○入札参加可能業者数はどのようにして見積もったのか。	○土木一式工事の手持ち工事制限の状況を確認して見積もった。

別紙

○町方針では、予定価格は事前公表を原則としているのか。違うならば、どれぐらいの割合で事後公表を実施しているのか。 ○予定価格の事後公表を増やすことにより抽選が減ると思うが、コンプライアンスの問題も同時に発生する。事前公表と事後公表のどちらを基本にするのかは、どちらのメリットを取るのかということになる。	○令和２年度より予定価格の事後公表を試行実施しており、予定価格が 5,000 万円以上を対象に、令和 2,3 年度で各々3～4 件ずつ試行している。令和 4 年度については、上半期に 1 件試行しており、下半期はこれらの試行結果を踏まえ、今後の方針を決定していくため、事後公表を実施していません。 ○リスクの部分を踏まえながら、慎重に進めていきたい。

②令和４年度　学研南田辺・狛田地区狛田東開発に伴う送水管布設（その４）工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
○最低制限価格で抽選となる案件は、全体の件数に対しどれぐらいの割合か。	○8 割を超えると思われる。
○町内業者同士のＪＶでは、一方でＪＶを結成し、他の案件では個々で入札に参加するといったリスクがあることを認識しておくべきである。	○町内業者同士の土木ＪＶでは、ランクの違う業者で結成させるため、同じ入札に参加することはないが、別の工種では可能性があることは認識している。
○どの自治体でも建設業者が減ってきていると聞いている。本町においても、特に土木や建築はどうか。 ○後継者の育成等、先を見据えて考えていく必要がある問題である。	○どちらも職人が減ってきており、業者数が減少している。

③令和４年度　流域関連公共下水道事業

精華第１１処理分区整備（旭その４）工事　　　…一般競争入札

意見・質問	回答等
○無効の理由は。	○案件②の工事を落札されたことにより、手持ち工事制限に該当したため無効となった。

別紙

④令和４年度　九百石川２号雨水路改修に伴う附帯工事　…随意契約

意見・質問	回答等
○本案件と本体工事（九百石川２号雨水路改修）の関連は。	○本体工事は、ＪＲの鉄道の下に水路を布設する工事であり、附帯工事はＪＲの地下の工事となるため、随意契約で発注している。 ＪＲの方針では、ＪＲが施工するのは鉄道に影響する部分だけであり、鉄道に影響の無い部分は施工しないこととなっているが、同時に施工する必要があるため、随意契約を行った。
○随意契約理由が町民に影響するとあるが、それはどのことか。また、一般競争入札で発注することができなかったのか。	○本体工事と附帯工事は密接な工事であり、町民の安全を考慮すると、違う業者となる可能性があり、一般競争入札で発注することが難しい。
○2 つの工事が密接しているということであれば、当初から一緒に発注することはできなかったのか。	○当初より、ＪＲの方針の通りであり、一緒に発注することができなかった。

⑤令和４年度　北稲・僧坊線道路改良工事　…一般競争入札

意見・質問	回答等
○辞退の理由は。	○2 者は他の案件に入札参加するため、もう 1 者は技術者不足で適正に配置することができないため、辞退された。
○町内業者の発注を原則としている中で、良い案件から入札参加される。入札参加可能業者はいるが、実際には入札参加する案件を選択された結果、1 者入札となっているこの状況は仕方のない状況であるのか。	○今年度のように案件ごとの金額に差があれば選択されていることもある。また、町の発注期間に京都府等の入札公告があれば、技術者の配置等も踏まえて入札参加を選択されているため、やむを得ない状況ではある。
○発注見通しは、いつ公表しているのか。	○4 月 1 日に掲載しており、四半期ごとに見直しをかけている。